

檜原市立図書館

図書館資料収集方針

平成7年9月

檜原市立図書館

目 次

1. 資料収集の基本方針	1
2. 収集方針	3
(1) 成人用図書	3
ア. 収集する資料	3
(ア) 参考図書	3
(イ) 一般図書	3
(ウ) 行政・郷土資料	3
(エ) 点字資料等	3
(オ) 雑誌・新聞	4
(カ) 一枚ものの地図	4
(キ) 視聴覚資料	4
(ク) その他	4
イ. 収集上の留意点	4
(ア) 政治・宗教に関する図書	4
(イ) 医学に関する図書	4
(ウ) 文学作品	4
(エ) 古典（国文学関係）の注釈書	4
(オ) 出版社双書	4
(カ) 個人の全集・著作集（文学作品を除く）	4
(キ) 実用書	4
(ク) 教養書	5
(ケ) 大型文字本	5
(コ) 外国図書	5
(サ) 市販ルートで入手困難な出版物	5
(シ) 文庫本・新書本	5
(ス) 視聴覚資料	5
(セ) 複本	5

(2) 行政・郷土資料	5
ア. 収集の対象地域	5
(ア) おもな収集地域	5
(イ) 近隣地域	5
イ. 収集資料の範囲	6
(ア) 行政資料	6
(イ) 郷土資料	6
(ウ) 収集資料の形態	6
(3) 児童用図書	6
ア. 収集する資料	6
(ア) 一般図書	6
(イ) 参考図書	6
(ウ) その他資料	6
イ. 収集上の留意点	7
(ア) 古典・昔話の再話	7
(イ) 翻訳書	7
(ウ) 伝記	7
(エ) 絵本	7
(オ) 漫画・コミックス	7
(カ) 趣味・実用書	7
(キ) 郷土資料	7
(ク) 視聴覚資料	7
(ケ) 雑誌・新聞	7
(コ) 複本	7

1. 資料収集の基本方針

橿原市立図書館は図書館法に基づく公共図書館として、市民はもとより広く一般公衆に対してその教養、調査、研究、レクリエーション等生活に必要な資料及び情報を提供することを目的とする。

この目標を達成するために、次の3点を重点目標とする。

- (1) 求められる資料、情報は可能な限り提供し、そのための相談に応じる。
- (2) すべての市民が平等に図書館サービスを受けられるよう配慮する。
- (3) 橿原市立図書館を南和の中核都市にふさわしい図書館としての資料、情報のサービスセンター的機能を確立する。

橿原市立図書館は、以上の目標を達成するために必要な資料収集の基本方針を次のように定める。

- (1) 資料収集にあたっては、各分野にわたる必要な資料を広範囲に収集する。但し、純学術書については原則的に収集しない。
- (2) 資料の種類については、図書、逐次刊行物、視聴覚資料の他、点字資料を加える。
- (3) 資料の収集方法においては、各種の出版情報を十分活用し、購入のみならず、寄贈、編入などの手段を十分活用する。
- (4) 資料の選択にあたっては、次の各項による。
 - ア. あらゆる思想、信条、学説、宗派に対して自由かつ公平に行う。
 - イ. 人権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。
 - ウ. 著者、発行所、内容、書誌的価値、形態など十分検討する。
 - エ. 新しく展開しつつある主題は時期を失することのないよう留意する。
 - オ. 利用者の要求を正しく反映させる。リクエストされた資料はできるだけ提供できるように努める。
 - カ. 寄贈資料（編入等も含む）は、購入資料と同じ基準で行う。
 - キ. 橿原市立図書館の役割を念頭に蔵書構成を体系的に均衡のとれたものにする。また図書館の地域性を活かすよう留意する。
 - ク. 必要に応じて複本を考慮し、有効な収集をはかるよう留意する。
 - ケ. 学習参考書は、原則として除く。

- (5) 蔵書の更新（補充）については、次の各項による。
- ア．資料の内容が古くなったものは、より新しい内容のものに更新する。
 - イ．汚破損などによるものは原則として補充する。ただし、次のものは補充しない
 - (ア) 内容が古くなり、または保存の必要が認められないとき。
 - (イ) 他の所蔵資料によって代替できるとき。
 - (ウ) 複本のある場合で、利用度が特に高くないとき。

2. 収集方針

(1) 成人用図書

一般成人を主な対象として、調査研究ならびに教養の向上に必要な資料や、実用的価値の高い情報を提供する。

このために必要な資料を広範囲に収集するとともに、資料情報のサービスセンター的機能としての資料収集を積極的に行う。

ア. 収集する資料

(ア) 参考図書

a. 事典・辞典・便覧

各主題にわたり、基本資料を中心に必要な資料をできるだけ網羅し、収集する。

b. 統計・年鑑

各主題にわたり、基本的な資料を逐次的に欠けないよう収集する。国内各地域の統計資料については、近畿地方を中心に収集する。

c. 書誌

各種の書誌、目録類を収集する。蔵書目録については、地域性と特殊性を考慮して収集する。

d. 名簿

人物、団体の名簿類は各主題にわたり収集する。なお、収集に際しては個人情報に充分留意のうえ、行うこととする。

e. 調査相談資料

調査相談用として、上記参考図書以外でもクイックレファレンスに必要な資料を収集する。

(イ) 一般図書

各主題にわたり体系的に収集する。

(ウ) 行政・郷土資料

行政・郷土資料については、別項で定める。

(エ) 点字資料等

点字資料、大型文字本、録音図書を収集する。

(オ) 雑誌、新聞

- a. 各分野にわたり時宜にかなった利用度の高いものを収集する。
- b. 全国紙を中心に、各種新聞を収集するほか英字新聞も考慮する。また、縮刷版も収集する。

(カ) 一枚ものの地図

一枚ものの地図は、国土地理院発行図を中心に収集する。

(キ) 視聴覚資料

V T (ビデオテープ)、DVD (デジタルバーサタイルディスク)、CD (コンパクトディスク)、C T (カセットテープ) を収集する。

(ク) その他

電子資料、電話帳、官報、加除式図書を収集する。

イ. 収集上の留意点

(ア) 政治・宗教に関する図書

一政党、一宗派の主張を正確に代表する綱領、基本文書、経典などは受入れる。相手を論難したり、宣伝臭の強い資料はさける。

(イ) 医学に関する図書

医学上定説となっていない治療法や民間療法などに関する資料は、利用者の誤解をまねかないよう慎重に考慮する。また主に医師、薬剤師等の専門的利用を目的とした資料は受け入れない。

(ウ) 文学作品

包括的で完全な編集の個人全集、文学全集を収集する。

(エ) 古典（国文学関係）の注釈書

基本的、代表的なものを各作品にわたって収集する。

(オ) 出版社双書

原則として個々の単行本ごとに収集する。

(カ) 個人の全集、著作集（文学作品を除く）

できるだけ網羅した編集のものを収集する。

(キ) 実用書

家庭生活、社会生活、娯楽あるいはスポーツなどの利用の多い資料を収集する。特に内容の新しい資料の収集に留意する。

(ク) 教養書

各主題分野の一般的で平易なものを収集する。

(ケ) 大型文字本

老人や弱視者向きのを収集する。

(コ) 外国図書

収集の第1段階として英語で書かれたものを収集する。

(サ) 市販ルートで入手困難な出版物

官公庁出版物、各種団体の出版物、地方出版物など、市販ルートでは入手しにくいものも必要に応じて収集する。

(シ) 文庫本・新書本

文芸書を中心に収集する。

(ス) 視聴覚資料

実用的、教養的なものを中心に収集する。

(セ) 複本

利用度などを考慮し、必要に応じて複本を購入する。

(2) 行政・郷土資料

公共図書館の機能からみて、行政・郷土関係資料の充実をはかる。なお、資料の特殊性から収集について他館との協力を考慮する。

ア. 収集の対象地域

(ア) おもな収集地域

現在の橿原市を中心とした地域とする。この地域に関する資料はできるだけ網羅し、収集する。

(イ) 近隣地域

橿原市の位置付けを理解するために、同一経済圏、行政圏、文化圏に属する近隣地域（奈良県・近隣地方）の資料を関係資料として収集する。

これらの資料は、奈良県下については各市町村史（誌）、年鑑、統計書などを中心に収集するものとし、その他の地域については概括的資料にとどめる。

イ. 収集資料の範囲

(ア) 行政資料

橿原市を中心に奈良県下及び近隣地域の市政刊行物を関係度合に応じ収集する。

(イ) 郷土資料

- a. 郷土の自然的、人文的事象を主題とした著作及び歴史的文献資料
- b. 郷土における各種団体の歴史及びその文献資料
- c. 郷土人の伝記及びその資料
- d. 郷土及び郷土人を主題とした主な文芸作品、評論など
- e. 郷土人の著作で芸術作品も含め郷土に関するもの

ウ．収集資料の形態

印刷物のほか、電子資料も収集する

- (ア) 図書
- (イ) 雑誌、新聞
- (ウ) パンフレット、リーフレット
- (エ) 地図、古地図、絵図
- (オ) 近世、近代文書
- (カ) 写真、絵葉書、ポスター
- (キ) 視聴覚資料及び電子資料

(3) 児童用図書

主として乳幼児、児童、生徒を対象に、趣味、教養、娯楽、学習に役立つ資料の提供を念頭に収集をはかる。

ア．収集する資料

- (ア) 一般図書
各主題分野の図書を広く収集する
- (イ) 参考図書
各分野にわたり、適切な資料を収集する
- (ウ) その他の資料
雑誌、新聞、紙芝居など必要なものを収集する

イ．収集上の留意点

収集に際しては、出版形式にとらわれず、個々の図書ごとに判断する。特に次の資料については留意する。

- (ア) 古典・昔話の再話
できるだけ原著及び原話の内容、表現などを的確に伝えるものを収集する。
- (イ) 翻訳書
できるだけ原著の内容、表現などを的確に伝えるものを収集する。
- (ウ) 伝記
著者の人間探求への姿勢がうかがえ、資料に基づく考証がつくされているものを収集する。
- (エ) 絵本
子どもの知的・情緒的経験を広げ、情操を養うものを収集する。なお、外国絵本も含む。

(オ) 漫画・コミックス

図書形態のもので、子どもの知的な想像力を伸ばし、情操を豊かにするものを収集する。

(カ) 趣味・実用書

児童図書の中から収集する。ただし、児童図書として出版されていない分野については、成人図書の中から子どもが読みとれるものを収集する。

(キ) 郷土資料

上記 (カ) 趣味・実用書の規程を準用する。

(ク) 視聴覚資料

子どもの知的・情緒的経験を広げ、情操を養うものを収集する。

(ケ) 雑誌・新聞

子ども向けの一般教養雑誌、新聞は内容を吟味して収集する。

(コ) 複本

利用頻度の高い図書は必要に応じて複本を備える。